

小企業応援資金の概要

小企業応援資金		一般枠	組合枠	小口枠	特小枠
融資対象		県内の中小企業者で、融資申込日現在において保証協会の保証対象となる事業を行っている「小規模企業者※」 ※「小規模企業者」とは、従業員数20人以下（ただし、商業並びに宿泊業及び娯楽業を除くサービス業は5人以下）の個人、法人	次のいずれにも該当する「小規模企業者※」 1. 中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定する中小企業団体その他商工組合中央金庫の融資対象となる組合の組合員 2. 和歌山県中小企業団体中央会の指導員による指導を継続して受けている団体の構成員で中央会会長の推せんを受けた方	県内の中小企業者で、融資申込日現在において保証協会の保証対象となる事業を行っている「小規模企業者※」 （特定非営利活動法人を除く）	次のいずれにも該当する方 1. 「小規模企業者※」の個人、法人、事業協同小組合又は企業組合 2. 1箇年以上引き続き県内において同一の業種に属する事業を行っている方 3. 税額のある次の諸税のいずれかが課税され、かつ完納している方 (ア) 源泉徴収による所得税以外の所得税（法人の場合は、法人税） (イ) 事業税 (ウ) 県民税又は市町村民税の所得割又は法人税割 4. 協会保証付きの債務（特別小口を除く）がない方
資金使途		設備資金、運転資金			
融 資 条 件	融資限度額	設備 2,000万円 運転 2,000万円	組合員 5,000万円	既存の保証協会の保証付き融資残高も含めて 2,000万円	2,000万円
	融資利率	年1.40%以内		年1.20%以内	年1.20%以内 ※融資対象が特定非営利活動法人の場合は 年1.40%以内
	保証料率	年0.45%～1.30% ただし、組合枠は必要に応じて「要」 【責任共有制度】		年0.50%～1.50% 【責任共有制度 対象外】	年0.70% 【責任共有制度 対象外】 ※融資対象が特定非営利活動法人の場合は責任共有制度対象、年0.55%
	融資期間	設備 10年以内 (据置1年以内) 運転 7年以内 (据置1年以内)	設備 10年以内 (据置1年以内) 運転 7年以内 (据置6ヶ月以内)		
	償還方法	均等分割償還			
	保証人・担保	保証協会及び取扱金融機関の所定の条件による			不要
	申込先	取扱金融機関	中小企業団体中央会又は 商工組合中央金庫	取扱金融機関	

※ この融資は信用保証付きであるため、信用保証協会に保証残高があれば融資限度額に制約がある場合があります。融資については金融機関が、また、保証については信用保証協会が資金使途、業績、財務内容、資産等を総合的に判断し決定します。ご希望に添えない場合もありますのであらかじめご了承下さい。

申込必要書類

	小企業応援資金			
	一般枠	組合枠	小口枠	特小枠
①借入申込書（別記第7号様式）	3通	3通	3通	3通
②和歌山県中小企業団体中央会会長の推せん書 （組合枠）	—	1	—	—
③納税証明書（県税に未納がないこと） （3か月以内のもの）	1	1	1	—
④納税証明書（事業税、県民税又は所得税等）	—	—	—	1
⑤建築確認申請書、見積書又は契約書等の写 （設備資金申込時のみ） （有効期限内のもの）	1	1	1	1
⑥前期決算諸表の写（法人のみ） 前期所得税の確定申告書の写（個人のみ）	1	1	1	1
⑦給与支払台帳等の給与支払い状況のわかるもの （必要に応じ）	1	1	1	1
⑧法人登記事項証明書（法人のみ） 住民票（本人記載のもの（本籍地不要） 個人のみ） （3か月以内のもの）	1	1	1	1
⑨印鑑証明書 （3か月以内のもの）	1	1	1	1
⑩事業の開始に際して主務官庁の許認可等を必要とする業種については、当該許認可証等の写し （有効期限内のもの）	1	1	1	1
⑪事業報告書等（特定非営利活動法人の場合） （事業報告書、計算書類（活動計算書及び貸借対照表）及び財産目録、年間役員名簿、社員のうち十人以上の者の氏名及び住所を記載した書面）	1	1	—	1
その他、協会及び取扱金融機関が必要とする書類	1式	1式	1式	1式

年 月 日

和歌山県知事様
和歌山県信用保証協会理事長様
取扱金融機関の長様住 所
法人名又は
商 号
代表者名
電話番号

印

和歌山県中小企業一般融資借入申込書

和歌山県中小企業融資制度に基づき、下記のとおり資金を借りたいので関係書類を添えて申し込みます。

記

資金の種類	小 企 業 応 援 資 金		
	(1. 一般枠：設備・運転 2. 組合枠 3. 小口枠 4. 特小枠)		
借入申込金額	円	融 資 利 率	年 %
融 資 期 間	年以内	償 還 方 法 (据置期間)	割 賦 償 還 (か月)
借 入 申 込 金 融 機 関	支店名		
仕 事 の 内 容 (業 種)			
資 金 使 途 (具体的に)	1. 設備資金 [] 2. 運転資金 []		
備 考	一般枠は、設備資金、運転資金をそれぞれ別々に申込が必要です。 組合枠は、別に和歌山県中小企業団体中央会会長へ申込が必要です。 現在の従業員数 _____ 人 (但し、役員は含まず。)		

※ この融資は信用保証付きであるため、信用保証協会に保証残高があれば融資限度額に制約がある場合があります。融資については金融機関が、また保証については信用保証協会が資金使途、業績、財務内容、資産等を総合的に判断し決定します。ご希望に添えない場合もありますのであらかじめご了承下さい。